

新 旧 対 照 表

新

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱

第1条 略

第2条

2 この要綱において「産休等職員」とは、高知市の私立認可保育所（私立保育所型認定こども園を含む）、私立幼保連携型認定こども園及び私立地域型保育事業所を除く補助対象施設に常勤職員として勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、保健師、栄養士及び調理員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため継続して31日以上療養を必要とする者で、別表1の休業期間（補助対象期間）中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の支給を受ける者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の休業期間中、当該産休等職員の業務を行わせることを目的に臨時に雇用した者をいう。

第3条～第10条 略

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和8年5月31日限り、その効力を失う。なお、第5条第4号、第7条第3項、第8条、第9条及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

旧

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱

第1条 略

第2条

2 この要綱において「産休等職員」とは、高知市を除く補助対象施設に常勤職員として勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、保健師、栄養士及び調理員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため継続して31日以上療養を必要とする者で、別表1の休業期間（補助対象期間）中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の支給を受ける者をいい、「産休等代替職員」とは、産休等職員の休業期間中、当該産休等職員の業務を行わせることを目的に臨時に雇用した者をいう。

第3条～第10条 略

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和7年5月31日限り、その効力を失う。なお、第5条第4号、第7条第3項、第8条、第9条及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。